

令和2年4月6日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

臨時休業措置延長に伴う自主登校教室について

現在、春日井市では、子どもたちが日常的に長時間集まることによる新型コロナウイルスへの感染リスクにあらかじめ備えるため、3月2日より臨時の休業措置をとっています。

今回、臨時休業措置延長に伴い、共働きの家庭などの留守家庭における小学生の居場所を確保するため、小学校に「自主登校教室」を再設置します。

しかしながら、集団感染抑止のため、やむを得ぬ場合を除き、できる限り利用を控えていただきますよう、よろしくお願い致します。

記

1 期 間 4月 8日（水）～4月 19日（日）（平日のみ）

2 時 間 8時00分～14時00分

3 条 件

- 就労等の事由により、日中を小学生だけで過ごさなければならない状況にある家庭の児童であること。
- お子さんに健康上問題がなく、熱が37.0度未満であること。
- 保護者の方がお子さんを8時30分までに送り、14時30分までに迎えに来ることができること。
ただし、「子どもの家」「放課後なかよし教室」の利用もできます。
- ※ 自家用車による送迎については、学校の指示に従ってください。
- ※ 安全配慮のため、途中登校、下校させることはできません。
- お子さんが体調不良になった場合、速やかに迎えに来ることができること。
- 終日マスクを付けて過ごすこと。

4 利用方法

- ① 学校のホームページから申請書・同意書をダウンロードする。
- ② 申請書・同意書を自主登校の初日までに提出する。
 - ※ 申込受付期間は設けませんので、利用初日に、申請書・同意書を提出してください。
 - ※ ホームページからダウンロードできない方は、学校に用意してありますので、学校でご記入してください。
 - ※ 一部の学校では、学校のホームページで事前申込ができます。

6 過ごし方

1教室に10人程度（申込状況により多少前後します）で、持参した課題に取り組

んだり、持参した本を読んだりする。自主学習に必要な物は、各自で準備すること。

※ 登校しない児童との公平性を保つため、学習指導は行いません。

※ 自習することができない等、自主登校教室の運営に支障をきたす場合は、受入れをお断りすることもあります。

7 「子どもの家」利用者について

「子どもの家」の利用者は、11時30分からは「子どもの家」で預かります。「自主登校教室」の申請書の帰宅先は「子どもの家」に○をつけてください。

8 「放課後なかよし教室」利用者について

14時以降も在校を希望する場合、16時30分まで「放課後なかよし教室」を利用することが可能です。「自主登校教室」の申請書の帰宅先は「なかよし教室」に○をつけてください。また、利用される場合は、参加バッジをつけてきてください。

※令和2年度の利用受付は、4月6日（月）から、実施場所で行っています。

※当面の間は、申し込み後直ぐに利用可能とします。

※新1年生も、4月 8日（水）から利用可能とします。

9 持ち物

・上靴・弁当・水筒・マスク・自習用具・本・ハンカチ・ティッシュ

※ ゲーム類の持ち込みは禁止

10 その他

○ 登校される場合は、毎日検温し、体温を記入した健康観察表を持参してください。

○ 学校からの連絡があることもありますので、常に連絡が取れるようにしておいてください。